

会 議 録

会議名	令和3年度第二回図書館協議会		
事務局	図書館		
開催日時	令和3年9月14日（火） 午後2時～午後4時10分		
開催場所	図書館本館 地階集会室		
出席者	委員	大串委員、鴨下委員、川井委員、諏訪委員、大久保委員、吉田委員、林委員（リモート参加）、坂野委員、大塚委員、小木曾委員	
	欠席者	なし	
	事務局	菊池図書館長、碓井庶務係長、香川奉仕係長、鴨下主査、櫻庭主事、南部会計年度任用職員	
傍聴者の可否	不可	傍聴者数	0
傍聴不可・一部不可の場合はその理由		新型コロナウイルス感染症拡大防止のため	
会議次第	<p>1 議 題</p> <p>(1) (仮称) 小金井市立図書館中長期計画の素案（案）について</p> <p>(2) その他</p> <p>2 報告事項</p> <p>(1) 令和3年第3回小金井市議会定例会等報告</p> <p>(2) その他</p> <p>3 その他</p>		

令和3年度第2回小金井市図書館協議会

令和3年9月14日

【菊池館長】 皆様、こんにちは。定刻となりましたので始めさせていただきますと思います。

緊急事態宣言が9月まで再延長となっている中での開催となりましたので、本日、傍聴は中止とさせていただきます。感染対策をとりながら本日も開催してまいりたいと思いますので、御協力のほど、よろしくお願いいたします。

今日は林先生がリモートで御出席のはずなので、ちょっと今担当のほうで調整しておりますが、始めさせていただきますと思います。

大串会長、よろしくお願いいたします。

【大串会長】 それでは本日の会議を始めたいと思います。

今日は御欠席の委員とかはございませんね。

【菊池館長】 はい。

【大串会長】 林委員、よろしくお願いいたします。

それでは最初に事務局から配付資料の確認をお願いいたします。

【碓井庶務係長】 庶務係長です。それでは、本日の資料につきまして確認させていただきます。

まず、本日のメインの資料になります（仮称）小金井市立図書館中長期計画の素案なんですけれども、まずこちらにつきましては、委員の皆様には事前に資料をお送りさせていただいたところですが、直前まで数回差し替えがございました。大変申し訳ございませんでした。それでは、本日の資料を確認させていただきます。まず1枚もの、次第になります。そして本日、内容が一部差し替えになっておりますので、御確認のほどよろしくお願いいたします。あと、（仮称）小金井市立図書館中長期計画素案、こちらは冊子のものになります。A4、1枚もので参考資料といたしまして、図書館計画等における基本理念（図書館像）他自治体事例となります。こちらにつきましては、本日の会議資料ではございませんが、参考資料ということで御確認のほどよろしくお願いいたします。本日の

資料は、以上になります。それ以外のその他資料といたしまして、とうきょうの地域教育、月刊こうみんかんの9月号の方を委員の皆様にお配りさせていただいております。

以上になります。

【大串会長】 ありがとうございます。

では、本日の進行ですけれども、次第を御覧いただきたいと思います。今日はすっきりとしていますけれども、この順番で始めたいと思います。

では早速、1、議題（1）（仮称）小金井市立図書館中長期計画の素案について、これについて、まず事務局からの説明をお願いいたします。

【碓井庶務係長】 すいません、本日なんですけれども、委員の皆様、また例によりまして、今日も感染対策ということで、講義室形式にお席のほうを配置させていただいてございますので、会長以外の方は御発言の際には挙手をしていただいた上でお名前をおっしゃっていただいてから御発言のほうをよろしくお願いいたします。

それでは説明のほうをよろしく申し上げます。

【香川奉仕係長】 奉仕係長です。

そうしましたら、お手元の（仮称）小金井市立図書館中長期計画素案、こちらを御用意ください。

開きまして、目次です。前回の協議会でいただいた意見を踏まえまして、何点か修正させていただきましたので、お伝えいたします。

前回、お示した目次では、第4章の1で基本理念を記載しておりましたが、基本理念は第3章の小金井市立図書館の施設概要と今後の考え方、そちらのほうに移したほうがいいのではないかというような御意見をいただきましたので、基本理念に関しましては、第3章の1へ移しました。それにより第3章は、小金井市立図書館の基本的な考え方としまして、基本理念を含む施設に関する考え方ですとか、運営形態に関する考え方を整理しております。この第3章を踏まえて、第4章で基本方針とそれに関わる施策に触れていくものといたします。章立てに関しての変更点は、以上となります。

今回の素案なんですけれども、中身が全て入っているわけではございません。今回お示した中身に関しましては、第2章の小金井市立図書館に関する基礎

調査、1、基礎データの整理、2、小金井市立図書館運営方針（改訂版）の取組状況、第3章、小金井市立図書館の基本的な考え方、1、基本理念、2、施設概要、3、図書館の運営形態、第4章では計画の内容、1、基本方針、こちらが今回、素案としてお出しさせていただいた中身となっております。

それではページをめくっていただき、1ページ目、基礎データの整理としまして、直近5年間の小金井の図書館でお示ししています蔵書数ですとか利用者数を記載しております。蔵書数に関しましては、全ての蔵書数となっておりますので、開架・閉架含めての蔵書数となっております。利用者数は、資料を借りていただいた方の延べ人数となっております。

ページをめくっていただきまして、飛びまして4ページ目です。4ページ目には、登録者数、登録率を提示しております。今までですと、こちらの登録率ですが、市外の方を含む全登録者数から登録率を小金井市の図書館では算出していました。市民の方がどの程度、図書館を利用登録しているのかを明確にするために、市内在住登録者数、こちらから今回、登録率を再計算し、直近5年間分を記載しております。

ページを開きまして6ページ目をお開きください。⑥レファレンス・サービス件数です。令和元年までは、蔵書資料の検索など、簡易的なレファレンス、こちらの対応はカウントしていませんでした。ただ、簡易といえども、利用者と資料をつなぐ情報の提供ということで、レファレンスはさせていただいていましたので、令和2年度から見直しをしまして、簡易なレファレンスも件数として含んでおります。こちら、今回素案のほうにはカウント方法を変更しましたよという簡単な記載のみになっているんですけども、ちょっと分かりづらいかと思いますので、こちらは、どういうふうなカウントからこういうカウントに変更したよと、内容の追記に関しましては、ちょっと検討をさせていただければと思います。

続きまして7ページ目です。こちらが7ページ目から12ページ目までになりますが、現在の小金井市立図書館運営方針（改訂版）、こちらの第4章の、図書館サービスの向上を目指してという、15ページから21ページまでのこちらの内容を、(1)各館の役割と図書館ネットワーク、(2)連携による図書館サービスの向上、それらのカテゴリーを分けて、各カテゴリーごとに振り返りまし

て、実施した取組み、またできなかったことですか、今後サービス拡充をしていきたいなど考えている取組みを、今後の課題として振り返りの整理をさせていただきます。

こちらは全て文書で書かせていただいているところなんですけれども、運営方針そのものが目標値設定でなく、サービスの内容ですとか方向性を示した運営方針でしたので、目標数値設定ではなかったのも、サービスの内容ですとかそういったものを確認し、ABC評価のような段階ではなく文章での整理で振り返っております。

素案の7ページ目の各館の役割と図書館ネットワーク、こちらは結構各館ごとに振り返りの文章を書かせていただいているところなんですけれども、こちらは各館の特色ですとか平成30年度からの取組みを総括的に整理したものでございます。

8ページ目、こちらをめぐっていただきますと、今度は図書館サービスに対して実施した取組み、今後の課題等を整理しております。こちらの実施した取組みですとか今後の課題に関しましては、素案の第4章、こちらの計画の内容、具体的な内容を記載していくものに、今後活用をしていきます。

そうしましたら、今度は13ページ目をお開きください。第3章、小金井市立図書館の基本的な考え方になります。1の基本理念に関しましては、令和2年度第5回図書館協議会でお示しして以降、委員の皆様からも御意見をいただいております。その間、事務局でもいただいた意見を踏まえまして、また今日、参考資料としてお示ししておりますけれども、他市の計画等もいろいろ研究させていただきます。

理念に関しましては、今現在、保留という形をとらせてさせていただきます。というのも、基本理念の概要の中身を固めた後、その内容を総括するような形で理念は整理していきたいと考えておりますので、現状では保留ということになっております。

ページをめぐりまして14ページから15ページになります。14ページは現在の5館の施設概要となっておりますけれども、15ページ目は施設に関する今後の施設方針に触れさせていただきます。向こう5年間の施設方針になりますので、市の上位計画になっております小金井市社会教育関係施設個別施

設計画、こちらに沿った形で改修等を進めていく方針であります。

続きまして16ページをお開きください。3、図書館の運営形態になります。こちらは直営館と委託館の開館時間などを比較しております。また、運営形態の方向性なんですけども、既に運営方針で、分室及び図書室、こちらの運営形態と本館の運営形態に関しましては整理されております。ですので、今回もその内容を検証しまして、分室に関しましては市民協働・公民連携の推進を継続していきますが、本館の運営に関しましては、当面の間は直営体制での運営と位置づけたいと思っております。

18ページ目をお開きください。第4章、計画の内容に入ります。令和2年度第5回図書館協議会の最後に、基本理念とともに4つの基本方針をお示しました。委員の皆様から御意見を頂戴し、事務局内で文言の整理をさせていただき、4章について、今回4つの基本方針を柱として、施策の例示をそれぞれ記載させていただいています。

今回、こちらの素案には載っていませんけれども、目次で触れましたとおり、第4章の2で、今後の施策と具体的な図書館サービスを落とし込んだものに整理いたしまして、ちょっとこちらの今回の素案にはまだ目次でしか触れておりませんが、5章でそのサービスの推進のスケジュールですとか評価方法に触れていく流れになっております。

では、基本方針の1から確認させていただきます。基本方針1、知る権利・学ぶ権利を保障する図書館。図書館は、資料と情報を収集・整理・保存・提供することで、文化を後世に伝え、市民の知る権利、学ぶ権利を保障しますという方針でございます。具体的な施策としましては、マルを付けて3つほど書いてございますが、資料の収集、整理、保存、提供の充実と書いてありますが、そちらの中身としては、今後、選書基準の見直しですとか、今までの蔵書の考え方でいいのかというような現状と、今後、どうあるべきかというようなものを、今後検討していきたいな思っているの、中身としてはそれが一つかなと考えております。

また、マル印のところにもありますけれども、レファレンス・サービスの向上というところもでございます。こちらは、参考資料の充実ですとか職員のOJT、また外部研修といったものに参加して、職員のスキルを高めていければなということの中身として考えております。

文化・歴史の継承、発信も施策として触れさせていただいておりますが、こちらの中身としては、現在、駅周辺ですとか市内31か所で行っています定点撮影資料がデジタル化で残っておりますので、こちらの活用、また地域資料、行政資料の継承、こうしたことを軸に考えております。

2の人の成長を支え、仕事や暮らしに役立つ図書館。こちらは、図書館が収集した資料や情報などを提供、発信し、人と図書をつなげるための方針でございます。図書館は、あらゆる人に対して、読書と学びのきっかけを提供し、成長や暮らしを支えるますというふうに書かせていただいております。また、学びや仕事、暮らしに役立つための多種多様な資料や情報を積極的に活用推進することにより、人に役立つ図書館を目指しますと書かせていただいております。

施策の案としまして、子どもに読書の楽しみを届ける活動の充実や、人生100年時代に多様な学びを支援しますと書かせていただいておりますが、こちらの中身としましては、おはなし会ですとか読書会、講座など、こちらの実施が中身になるかなと思っております。特に現在、コロナ禍でございますけども、新しい生活様式への対応が求められています。また、体が不自由な方だけでなく、外国にルーツをお持ちの方など、ちょっと特別な配慮が必要な方へのサービスも、今後、この施策から具体的なことをサービスに向けて追いかけていければなと思っております。また、オンラインの講座開催ですとか、ハンディキャップサービスの充実、そういったところもコロナ禍で、今後内容として触れていければなと考えております。

続きまして、19ページ目になります。基本方針の3番目、地域に役立ち、地域とともに歩む図書館としております。図書館と地域の関係団体などのつながり、関係の方針として位置づけております。図書館は、地域の課題解決に向けて、市内で活躍する人・組織・団体等と協力・連携することで、地域に役立つ図書館を目指します。

ここでの施策としましては、学校、他機関、他市などとの協力関係及び連携を想定しておりますが、小学校の学級文庫への団体貸出ですとか対策は当然なんですけども、小学校と比べると、今、中学校の図書室とはちょっと関係が薄いかなというところもありますので、今後予定しております中学校2年生のアンケートを実施させていただく予定なんですけども、こちらのアンケート結果を踏

まえて、いろいろ中学校との関わりを整理していきたいなと考えておりますし、大学図書への利用連携ですとか、近隣市との利用提携がまだ結べていないところもあるので、継続的に検討を考えています。

ボランティア育成ですとか支援、ハンディキャップサービスの担い手となっただけでなく音訳ボランティアの育成、またはおはなし会ボランティアさんのスキルアップの研修なども、こちらの内容の軸になってくるかなと思っております。

地域の課題解決に向けた情報サービスの充実に関しましては、例えばテーマ本展示を通して、いろんな資料にアクセスしやすくしていくというのも取組みの1つかと今、考えております。

また、2つ下のところに、市民とともに図書館を考える機会というのを挙げさせていただいておりますが、こちら、2年前に図書館座談会というのを開催しております。このような意見交換会をまた実施して、定期的に利用者の声を拾っていければなというところも考えております。

最後、4番目の基本方針で、誰もが利用し易い図書館、こちらは施設的环境ですとか職員の質に関する方針です。図書館は、あらゆる人が安心して利用できる環境を整備しますということで、図書館の施設方針でも触れたところですけども、施設・設備の環境整備だけでなく、図書館スタッフの人材育成のところも鍵かなと思っております。レファレンス・サービスの充実のための能力向上もあるんですけども、基本的に、職業倫理ですとか個人情報保護、緊急時の対応ですとか、そういったところを軸としたスタッフ育成をここで触れていければなと思っております。

今、お出ししている素案の段階では、基本方針から広がっていく図書館サービスの内容は、今現在取り組んでいるサービスの整理がちょっと中心になっているところなんですけども、今現在、市民の方をお願いしている市民アンケートですとか、今後行います図書館の利用者アンケート、また、事務局で行いました運営方針の振り返り、そこから出てきた今後の課題、そういったものを織り交ぜて、4章の2の部分在今后整理していければと思っております。

今回、お示しした素案の内容につきまして、特に皆様から御意見いただきたいなと思っているのは、この4つの基本方針の中身の部分になります。こちらの中

身を固めて4章の2または基本理念、こういったところどんどん固めていければなと思っておりますので、皆様、御意見をいただければと思います。

説明は以上となります。

【大串会長】 大変丁寧な御説明でありありがとうございました。

そういうことございまして、今から検討するということなんですけど、ちょっと一つだけ私は理解できないところ、4章の2と今おっしゃいましたけども、これ、4章の2の2というのは、目次でいえば、第4章、計画の内容の2の施策体系、施策・事業というものですか。

でも、これについては、特に今回は。

【菊池館長】 今日はお示しはしてないです。

【大串会長】 ないですよ。

これから皆さんにねじり鉢巻き、腕まくりして、待ち構えていていただきたい、こういうことですか、今のお話は、2についてはね。

【香川奉仕係長】 2については、今後。

【大串会長】 今後、なるほど。

【菊池館長】 基本方針の柱が、今回4つ上げさせていただきました。

ここのカテゴリーが固まってきて、そこにひもづく形で4章の2が決まってくるので、今日はその柱の基本方針のところですね、細かい言葉とか、そういったところは今後も調整がつくんですけれども、4つが5つになったり、6つになったり、3つになったりしますというところは、ここで整理をさせていただきたいというところでお出しをしております。

【大串会長】 この参考資料についてはどうですか、これ。

【菊池館長】 参考資料は基本理念のところになります。今回、保留にさせていただいた部分でして、様々な意見を前回いただきましたので、事務局でも基本理念の概要をお示ししようかなと思ったところもあるんですけども、今ここでまた概要をお示ししてここでまた議論するよりは、中身のほうに先に入っていて、最終的にというのはどの段階かあれですけれども、もう少し後半のほうで、基本理念になるか図書館像になるかですけれども、決めていったほうがいかなということ、今日はちょっと私のほうでインターネットで探した他市の計画の根本的な基本のところの言葉を、こんな例がありますよということ

抜き出したものが参考資料になります。今日ここは、特に御意見をいただくというのではなくて、御覧いただければというところでお示しました。

【大串会長】 なるほど。

これ、私が実際に意見を言っにつくったのが2つあって、下のほうの伊万里のところなんだけども。

これ、3つ私が関わっているんです。昭島と台東と伊万里と。昭島は新しい図書館をつかって、特にそこでは新しい空間として人が集う空間をつかって、もう中学生も高校生も小学生もそれぞれ話しながら勉強できる空間をつくったということで。やっぱり今までとはちょっと違ったものにしなきゃいけないということで、イメージ的にね。だから、人が集い、つながり、新たな価値を創造する場を目指してなんて、これはあれなんですけど、学び、習い、楽しみ、育む知の拠点という、だから学びとか集いとか楽しむとか、住民の方がそこに来られて、本当に楽しい時間を過ごしていただいて帰っていただきたいという。それから台東区のほうは、これは本当に区民の役に立つ図書館と生涯学習を支える図書館ということで、私の言ったとおり、これつくってしまったところがあるんですけども。

じゃ、これは参考資料ということね、ありがとうございます。

じゃ皆さん、どうしますか。順番に第1章からやりますか。それとも、今、館長がおっしゃられた18ページの基本方針の辺りをちゃんとまずやって、それから前のほうに戻るといふ考え方もあると思うんですけども。いかがでしょうか。どうぞ。

【坂野委員】 坂野です。

できれば基礎データから順番にやっていただきたい。

【大串会長】 順番にね。

じゃ順番が進めたいと思いますけど、いかがでございましょうか。時間もあれでございしますので。

まず、それでは第2章小金井市立図書館に関する基礎調査、この部分はいかがでございましょうか。どうぞ。

【小木曾委員】 小木曾です。

3ページの利用者数というところなんですけれども、利用者数とは何を表す

のかというのを、これ、市民向けのものですね、最終的には。

【大串会長】　　そうです。

【小木曾委員】　　利用者数とは何を表すのかというのを、注記でも構わないので説明があったほうがいいと思います。恐らく貸出数じゃなくて、貸出をした人をカウントしているのだと思われるんですけど、利用者って、例えば借りなくても閲覧する人も利用者ですよ。ですから、何をもってこの数字を利用者としているのかというのが分かるようにしたほうがいいと思います。

以上です。

【大串会長】　　はい。なるほど、いい御指摘です。

はい、どうぞ。

【坂野委員】　　坂野です。

基礎データを基礎データと並べているだけなので読みにくい点と、後々の議論につなげるために、重要なものについては、多少コメントをつけ加えたらどうかという意見です。

具体的には5ページの図表6、上のほうです。ぱっと御覧になって特徴ありますけれども、私が注目したのは、東分室と貫井北分室で市外が多いんですね。恐らく大学があるからだと思います。そうすると、後々大学との連携を言うのであれば、特に貫井北は学芸大学の近くにありますが何かそういうコメントをつけ、例えばですけれども、特徴について、後々関わる議論コメントがつけられないかなという点でございます。

また、5ページの下図なんですけれども、年齢別、よく見ると大体均等なんですけど、やはり30代、40代、50代というところが、ぱっと見て重要なわけで、そうするとアンケートをこの構成によって、例えば30代をしっかりと集めていかなければいけないということが分かりますので、そこら辺をしっかりと分かりやすくコメントしたらどうかと思います。よく子供の教育ばかり言っていますが、実際にはここで分かるように、中年の世代が結構図書を借りているということですから。この基礎データについて、その2点です。

それから7ページ以降も入りたいのですか、これまた別ですか。

【大串会長】　　これはまた違いますね、7ページ以降の2は項目が変わります。

【坂野委員】　　後で議論しましょうか、それとも……。

【大串会長】 後で議論しましょう。

【坂野委員】 取りあえず基礎データについてはその2点です。

【大串会長】 ありがとうございます。何か今の基礎データのいまの2点についての御意見、事務局のほうでございますか。

もうひとつ御意見、はい、どうぞ。

【大塚委員】 大塚です。

これ半分質問になるんですけども、基礎データというのは、この数の羅列だけですか。それについて何か解説するというのは4番になってくるんでしょうか。

【大串会長】 4番？

【大塚委員】 現状と課題のところ解説する。何でこんな質問をしたかという、例えばなんですけれども、市民1人あたりの蔵書数という数をこういうふうに出されたとき、例えば増えているというのは分かるんですけど、じゃあ多摩地区のほかの図書館が人口あたりどういう蔵書数なのかとか。市民の目から見たら、小金井はこうだよというだけじゃなくて、よそと比較した、そういうものがあれば理解がしやすいんじゃないかなと思ったんですね。そういう数値というのをどこかに入れていただけるといいんですが、まず前半のところを小金井の数値だけにして、この1章の4番のところをそういうことを書いていただければ、それはそれでいいかなと思うんですけども。

【大串会長】 ああ、なるほど。

【大塚委員】 それから、特に、後ろのほうで、蔵書構成について何点か出てきているんですけど、例えばなんですけど、施設別分類別蔵書数という統計が上がっているんですけど、それと出版されている本の分野別の蔵書数はどうなのか。例えば都立中央図書館はこんな蔵書構成で、小金井はこんなふうになっていて、これはこういう蔵書の構築の仕方をしているからだとか、そういうふうな書き方をされないと、利用者は理解しにくいのかなと思います。

それから、ここじゃなくても、どこかにそういうほかとの比較をしやすいような数値というのを入れていただけるといいのかなと思いました。

登録数やなんかはサービス区域もこういうふうに、圏内でこの市はどこの位置にいるかというのも確認した上で統計で出していらっしゃる図書館の資料な

んですけれども、あるものですから、何かもうちょっと市民が読んだときに理解しやすい統計の示し方をしていただけるとありがたいなと思いました。

【大串会長】 なるほど、今のは非常に貴重な御意見でございますね。

ほかの行政でいろいろ私も拝見するんですけども、結局、この主人公は住民なわけですよ。住民の方にお金を出していただくというよりは、住民自治と団体自治で地方自治が成り立っているわけですから。やっぱり住民の方が1番行政分野で分かりにくいのは、意見が言いやすいような文章と内容と仕組みをつくらせていただかないと、住民の方が意見を言うにしても、やっぱりなかなか言いにくいですよ。だから、今おっしゃるように、小金井だけ見させていただいても、そうなのという話で。だから、よく行政的にやるのは、同じような規模の自治体と、それから昔、自治省がやってたんですけども、規模と住民の職業構成だとか、だから、同じ人口でも農業が非常に多いところと、それから昔は石炭や何かをつくっていますから鉱工業が非常に多いところと、それからそうでないところとか、いろいろ人口、住民の構成、当初から人口の数と組み合わせて、それで一定の自治体を選んで、それと比較するという手法をずっと日本は続けてきたのね。そこまではやらないけども、少なくとも人口のある部分と小金井市がそこに入っているんだけども、小金井はどうなのというぐらいは分かるようにしてもらわないと、ちょっと、これを見て住民の方に意見を言ってくださいと我々が言っても、ちょっと難しいですよ。だから、その辺はちょっと考えていただく必要があるんじゃないかというふうに私も思いました。

ほかに御意見いかがでしょうか。どうぞ。

【坂野委員】 坂野です。

今の塚委員への補足意見なんですけれども。

基本計画ですから、あまり細かいデータを挙げると読む気がなくなりますので、インターネット上の図書館のホームページにそのデータを分析して載せるということで、ここには参考になるようなホームページのアドレスを書くとか、そういうふうな対応のほうが、計画を読む上では読みやすいかなと思います。結論でこういうことだよというのをこの文章で書いていただければという意見になります。

【大串会長】 いや、だけど、計画で読みやすい、読みにくいっていうのであ

れば、ほかの自治体でこういうのをとったのがありますよね。最初のところからもういきなり計画の策定に当たっては本当にちょこっと軽く書いて、それでいきなりその後に、ここでいう第4章、これをどんと載せて、それでその後に、要するにその考え方を出した基礎になる部分といいますか基になる部分として、こういう統計データだとかアンケート調査だとかね、それから考え方だとかというものを後ろにつけるという案もあるね。それはやっぱり今の御意見も参考にさせていただいて。

ほかにかがでございましょうか。どうぞ。

【吉田委員】 おおむね行政系の文書というのはこういう枠組みになっているんですよ。はっきり言うと、これは市民が本当にちゃんと読めるかどうかというストーリーがどうなっているのかということを考えなきゃいけない。

会長がおっしゃったみたいに、どんなふうにか、例えば図書館計画の策定にあたってというのは何なんだということですね。何のためにこれを策定するかということなんだと思うんですね。それについては、データはこうなっていますよというのが第2章で、第3章は、それを踏まえてこのように考えていますよと、第4章は具体的にはこういうふうにやりますよということで、5章は、僕は4章ぐらいでいいと思うんだけど、5章でその具体的な施策、そういうストーリーになっているわけですよ。そのストーリーについて最初に語っておかないといけないと。

だから、この手の文書がもっと、どういうふうな構成にするか分からないけども、より読みやすい行政文書にというか、市民が集約して意見を出して、その考え方が共有できるような文書にするための工夫をもう少しする必要があるかなというふうには思いますけどね。

そのためには、皆さんおっしゃったようにデータだけではなくて、このデータがこういうことを意味しているということを簡単に言うとか、箇条書きでいいと思うんです、あまり長い文章でなくても。それから、例えば、このことについてはホームページにありますよとか、QRコードを入れるとか、こういうふうな見やすい工夫というのを全体にしないと、いつまでたっても、何ていうかな、市民に開かれた行政にならないんじゃないかなという感じがしますので、これが最後なので言いたいことを言わせていただきたいと思います。と思っています。

【大串会長】 ありがとうございます。

ほかに1のところでいかがでございましょうか。

どうぞ。

【諏訪委員】 諏訪です。

例えば図表6、登録者数、各分館、本館含めて分室ごとに書いてありますけれども。これを見ると、例えば東分室は当然東町が多いのは当たり前の話ですよ。緑分室は当然緑町というふうに、近くの図書館を利用するという、このデータはこれでいいと思うんですよ。ただし、例えば東町の人口に対してどれぐらいの登録者数があるとか、そういう分析をすれば、ちょっと分かりませんが、思いつきなんで、ひょっとすると町ごとによっての特徴が出るとか、あるいは分室ごとの特徴が出るという、そういう分析を付け加えたほうが、この基本的データは当然のことが数字で出てきているだけなので、ちょっと足りないんじゃないかなという感想を持ちます。

【大串会長】 なるほど。それはしかし、この第2章のまだこれに入っていない、4の基礎調査結果から見た現状と課題あたりで触れていただくようなことですよ。なかなかいい御意見だと思いますね。ありがとうございます。

ほかの方、どうぞ。

【川井委員】 川井です。

同じような意見になってしまうんですが。やはり今のままだと、データがばーっと並んでいるんですけど、先ほど皆さんがおっしゃっているように、もうちょっと簡単にこれはこういうことについての他市と比較してこうですよとか、何かもうちょっと、多分この後に現状と課題のところでのこのデータを使って、課題はこういうことですよと出されるころだとは思いますが、もう少しこの部分にこのことに関連することが出れば、例えば、ただグラフが並んでいるよりは、そうなんだということ、考察にいけるのかなという気はします。だから、先ほどのコメントという御意見には賛成です。

【大串会長】 ありがとうございます。

ほかにいかがですか。どうぞ。

【鴨下委員】 鴨下でございます。

同じく5ページの6表ですが、先ほどパーセントだけ出ているので、人口比が

出るといいという話がありましたが、全体を見てみますと、例えば本館はやはり本館らしくいろんな町から集まってきていますよね。やはり地域分館は地域分館の特徴があるなと思います。

その中でやはり梶野町、関野町というのが本当にどこも少ないのですね。特に西之台とかありませんけど。人口が少ないから少ないのか、それともやはり図書館がないから、この地区の人は全体的に図書館を活用しないのか。こういう表から何を読み取るかということが大事なんじゃないかと思うのです。そのコメントはやっぱりつけていただいて、そこから、これからの方針というのが出てくるのではないかと思うので。その辺のグラフの見方とか、取扱い方というのをどういうふうにしていくかというのが少し課題かなと思います。

【大串会長】 ありがとうございました。

林先生はいかがでございましょうか。何か御意見ございませんでしょうか。

【林委員】 ありがとうございます。

よろしいでしょうか、発言させていただいて。

【大串会長】 どうぞ。

【林委員】 私が思いますのに、18ページで、人の成長を支え、仕事や暮らしに役立つ図書館というところで、仕事という言葉が入っているのですが、そのことに対応した施策案の中に、仕事にどのように役立つかという、分からない表現になっています。コロナでリモートワークが大変浸透しました。今後、コロナが収束してもリモートワークという働き方は一定の方々はずっとされるように思いますが、この仕事に役立つという、この仕事というニュアンスはどのように理解すればいいのか疑問に思います。

以上でございます。

【大串会長】 ありがとうございました。

それは第4章のほうなので。

取りあえず第2章の1の基礎データの整理のところは、この辺でおしまいにして、次に、2の小金井市立図書館運営方針（改訂版）の取組状況、これに行きたいと思います。ページは7ページから12ページまででございます。この7ページから12ページについて御意見はいかがでございましょうか。どうぞ。

【川井委員】 川井です。

難しい、こういうほうがいいのかちょっと分からないんですけど、表記の仕方が(1)とそれ以外の書き方が違っていて、ほかの部分は予定していた取組みということで、私はこの資料をもらったときに、運営方針って何だろうなということも改めて調べ直したという感じなので、それを載せるとものすごい量になるから割愛されているという気もするので、どっちがいいか自分の中で結論は出ないんですが。(1)について、文章でざあっと書いてあるんですけども、できればもっと簡潔に、箇条書のほうが読みやすい、分かりやすいかなという気はしました。

以上です。

【大串会長】 なるほどね、そうですね。何といたしますか、長いですね、1つの文章がね。私も上司から指導を受けたのは60字以内に全て書けと言われてね。

【川井委員】 私みたいに、せっかちだと。

【大串会長】 おまえ、もっと短くしなきゃいかんというふうにさんざん言われて、私も努力した経験はあります。

今のは本当に貴重な御意見だと思います。

どうぞ。

【吉田委員】 吉田です。

ちょっとお聞きしたいというか、修正もそうなんですけど。

今おっしゃったように、これ、決定的な文書だからそういうようになっているんでしょけれども、多分、どういう観点で書いているのかとか、それぞれみんな立場が違うような気がするんですよね。だからこれは、例えば比較するということを考えると、今言ったように箇条書きとかで、簡単な文章にさせていただいて、それぞれ同じぐらいスペースで書いていただくと分かりやすいですね。そういう意味では、取組みとか今後のというのは確かにこのように簡潔に書かれているので、この部分を少しうまく活用できないかなと。そうすると、各館の役割と図書館ネットワークについても、まずこれ、読む気がしないだろうと思うので、もう少し簡素化して比較できる、幾つかの観点でまとめていただくといいんじゃないかなと思います。

【大串会長】 なるほど。ありがとうございます。

どうぞ。

【大久保委員】 大久保です。よろしくお願いします。

こちらの7ページと8ページについて、前文に入れてはというところで、皆さんと同じような話なんですけれども。

長くなるので入れられないというのはあるとは思いますが、改訂版の運営方針が、何回も読んでいるんですけれども、とても分かりやすく、これがあつての今の新しい計画になりますので。例えば7ページの「以下のとおりです」の辺りに、改訂版の第3章の図書館サービスの基本方針というのがあるんですけれども、それを例えば抜粋して、これに沿って、今まで図書館サービスを提供していますと示す。まずそれを軽く1行書いて、運営方針のほうは箇条書きにしても後ろに入れるとか。そうすると、先ほど川井先生もおっしゃられたんですけれども、理解が早いと思います。

また、運営方針の改訂版の9から12ページの図書館サービスの基本方針というものを要約したものをつけたほうがいいかなと思います。私たちはずっと改訂版を見ながらきているので、2年もやってきたので背景も分かるんですけれども、やはり市民の方にパブコメですとか開いていく中で、概要が伝わらないと、同じテーブルで見ていけないのかなと思います。

それに伴って、8ページの連携による図書館サービスの向上、今後の課題というところにも、図書館機能の強化のところ、ホームページについて書いてあるんですけれども、それが全然なくなっちゃったので、委託館のホームページと連携・充実させ図書館ホームページをより読みやすくなるといような記述を入れていただきたいなと思います。

ここに入っていない今後の課題は、もう今後出てこなくなっちゃうのかなというように気がして、書き切れないとか問題はあるとは思いますが、重要な項目は漏らさず今後の課題に入れていただきたいと思いました。

早口なんですけど、以上です。

【大串会長】 なるほど。ありがとうございました。

ほかの方はいかがでございましょうか。どうぞ。

【小木曾委員】 小木曾です。林先生、聞こえますか。

【林委員】　　今は聞こえておりますが、頻繁に声が途切れております。

【大串会長】　　そうだね、こちらの声も途切れるよね。

【小木曾委員】　　1、各館の役割と図書館ネットワークについて、いろいろもつともだなという御意見も出たんですけども、ちょっと違う気持ちを抱いたのは、各館同じ分量にする、という点です。確かに読みにくいことは読みにくいので、読みやすいような工夫は必要と思うんですけど、これを読んでも、これを書いた図書館側の熱い気持ちが伝わってくるのと、やはり西之台で書けることと緑とか貫井北館とか本館が書きたいこと、書くことって、やっぱりどうしても内容的にも種類的にも違ってしまいうので、それを無理やり同じ量に収めるというのは、やっぱり各館それぞれの特色があるので難しいと思います。ただ、もっと読みやすい形を工夫するということではいかがでしょうか、というような意見です。

　　以上です。

【大串会長】　　なるほど。ありがとうございます。

　　ほかにいかがでございましょうか。どうぞ。

【坂野委員】　　坂野です。

　　私も先に発表された委員の方々と同じで、非常に読みづらいなということですよ。6年間、図書館協議会委員をやっていますが、これほど読みづらい文書というは大変だと思います。

　　ここでこの取組状況を書いた理由は、その基本計画の中で役に立つものを限られた関係者間で羅列的にまとめるためだと思いますので、単に箇条書きにした点とこれは重要だという点に区別し、下線を引くとかして、この後の議論につながるようなところを浮き上がらせてほしいということです。

　　1つだけ具体例を挙げますと、8ページのところで、西之台会館図書室があり、今までに図書館本館との資料の入替えを頻繁に行ったとされています。この点は実は私が4年ぐらい前にここで議論したときには、各館間の入れ替えは難しいことだで終わったことでした。この資料入替えはぜひやってほしい。というのは、多くの委員の方々がお気付きのように、本館の書庫には手つかずの文学全集などがたくさんあります。例えば串田孫一集という、小金井に関係ある人の全集がほぼ手つかずできれいなまま置いてあります。そういう本をどんどん他館の

棚に置いたらと提案したんですけれども、そのときに入替えは難しいとかということがあります。

それを思い出しつつ、ここでの各施策の中でそういう議論をさせてほしくて後々の施策につながるようなところがハイライトされる形で表示していただければということでございます。

それから、細かい点ですけれども、11ページの一番上の真ん中の実施した取組、「本館の開館時間拡大について、課内での課題整理を進めた」という書き方は、あまりにも内輪の話で、課内での課題整理を進めたというのは何の課なのか、どういう意味なのか、内容も分からない。こういう書き方があと何点かあったと思いますけれども、ちょっと楽屋落ちのような書き方は改めていただければということでございます。

以上です。

【大串会長】 なるほど。

けれども、皆さん、この2の小金井市立図書館運営方針（改訂版）取組状況というのは、この言葉からイメージするのと同じで書いてあることは一致するものですかね。普通は、僕が最初その言葉を読んだときにイメージしたのは、つまり小金井市の運営方針の改訂版というのがあるって、そこに書かれている項目があって、それについてやりましたか、やりませんでしたか、取組みましたか、これ取組みませんでしたとか、そういう表がぱっと出てきて、それについて、うまくいかなかった、これはもう少し頑張ろうとか、もう少し次の時期にはこういうふうにこの点を検討し直して取組みたいとか、そういうのがあるのかなと思っただけですけれども。どうもそうではないような感じもしないでもないんですけど。ただちょっとこうイメージと僕はずれたんですけども、皆さん、どうですかね。でも、そういうふうにやると、えらいページが必要になるという、こういうことがあって、だから何か総括的なところで書いたのかなとも思いましたし。

はい、どうぞ。

【鴨下委員】 鴨下でございます。

私は、これ、読みづらいですけど、一つ一つ読むと、あ、そうだよ、そうだよ、と思う部分ばかりです。例えば、「各館の役割と図書館ネットワーク」というところでは、それぞれの館が特徴を出しながら、全体として小金井市として何

かいろいろ頑張っているなというのには私には伝わってきますね。

【大串会長】 ああ、なるほどね。

【鴨下委員】 それと、その下のところ、先ほどの坂野さんが言った11ページの本館の開館時間について、これはもうずっと課題になっていることで、どうかしてほしいと言われていたことを、何もやってないのかなと思っていたのですが、それなりに館内ではいろいろ相談をしているのかと、でも、何かうまくいってないのかなというのが伝わってくるのですが。

でも、こういう書き方で、これは行政文書なのか、それとも市民に向けて出すものなのかということと、ちょっと書き方を工夫しなきゃいけない。それと、ページの構成を工夫しなきゃいけないという、そういうところはあるのかと思うのですが、とても真面目に丁寧に書いていただいているなという感想を持ちました。

【大串会長】 なるほどね。ありがとうございます。ほかにどうぞ、はい。

【大久保委員】 この書き方はどうですかという会長の問いがあったので、評価をしているわけですよ。今までできたこと、できなかったこと、途中だったことを書いてあるんですけど、やはりこういう機会なので、サービスの水準の向上とか、効率的に、効果的にとか、そういうまた別な目標があるわけなので、何年もやってきて必要がなかったことは、それ自体やめてしまうとか、方針転換をすとか、違うアプローチからもう一度研究するとかという、今後どうするかという道筋を示したような課題の書き方をしていただくと、読んでいても非常に力づけられるというか、それをまたこの中長期の中でやっていくと思うんですけども、あっという間に5年とかたってしまうので、やはりこれだけ時間をかけていますので、課題のところはもう一步踏み込んで道筋を示したような、そういうプランみたいなものになっていくとより分かりやすいと思いました。

以上です。

【大串会長】 なるほどね。ありがとうございます。いろいろ御意見いただいて。要するに、これは今の状況ですと、やっぱりもう1回事務局でもみ直していただいて、全体としてもっと分かりやすいものに近づけるということによろしいんじゃないかというふうに思うんですけど、いかがでございましょうか。

それでは、次に行きたいと思えますけれども、第3章の小金井市立図書館の基

本的考え方、これは、取りあえず1のところは、保留という形ですね。じゃ、2のところからですね。

2の14ページ、ここから15ページに行きたいと思いますけれども。施設概要と、それから(2)の現状と課題、今後の施設方針というところでございます。ここはいかがでございましょうか。ここはあまり、事実をそのまま書いてあるだけで、特にね。この建物は、耐震補強はしているんですよ。

【菊池館長】 図書館長です。

この建物は、平成25年度だったか、26年だったかに、耐震診断をしているところ、全く問題ないというような結果をもらっています。特段、耐震補強等はしてないです。

【大串会長】 なるほど。

【大久保委員】 14ページの施設概要の図表1の下辺りに、今の改訂版のほうに図書館の地図というのが入っていたと思うんですよ。半径何メートルの円はなくてもいいと思うんですけど、こういうのはやはり入れていただいたほうがいいかと思います。

それと、次の15ページの(2)の現状と課題、今後の施設方針のところ、同じく今使っている改訂版の5ページに、すごく丁寧に書いてくださった図書館の課題というところで、「図書館の機能と施設規模の限界」とかそういった、時間とともに状況が変わってきたことはあるんですけども、これは問題解決していないところもありますので、そういったところを、今回この計画をつくったときに全部落としていってしまうと、問題点が見えなくなってしまうので、現状の課題として施設規模の限界とか、(3)の辺りも見直されてはと思います。

以上です。

【大串会長】 なるほど。ありがとうございます。はい、どうぞ。

【坂野委員】 坂野です。

14ページの表の真ん中にあります「うち開架・事務室面積」ですが、本館は一般室、児童室という区分があり分かりやすいですけれども、貫井北分室は児童室エリアがはっきりしません。緑分室もあれを児童エリアと言っていいのかどうか分かりません。ですから少なくとも緑と貫井北については、児童室でこれだけ、資料関係でこれだけの面積を取っているという何か参考的な数字を、概数で

結構です、入れておいたほうがいいのではないかと思います。

【大串会長】 ありがとうございます。ほかにございますでしょうか。はい、どうぞ。

【吉田委員】 吉田です。

15ページなんですけれども、これはもちろん「検討に際しては」というのが入っていて、関係各所の話だけ。これで公共施設の全体の再編成とか集約とか複合化ということが、恐らく出てくるかもしれないんだけど、おおむねこれですよということで出しているわけで、そうするとやっぱりここで注目するのは、大規模改修というのがどのようなものを指しているのかということです。それは、本館と別館と東分室と、それから西之台、それぞれ大規模改修をしているので、長寿命化というのは大体分かるような気がするんですけれども、大規模改修はそれぞれ館によって多少違うのかなと思うんですね。どんなことになっているのか、ちょっとそれも聞きたいし、書いておいたほうがいいんじゃないかというふうに思います。

【大串会長】 なるほど。事務局、今の御質問に対していかがですか。

【菊池館長】 図書館長です。

図表2なんですけれども、個別施設計画の抜粋です。そこに大規模改修とか、そういう言葉の意味が分かりづらいというところがあれば、その辺はどう表記するか検討させていただきたいなというふうに思います。計画のほうには、多分その辺の注記が載っていると思います。

【大串会長】 ほかにございますか。はい、どうぞ。

【鴨下委員】 鴨下です。

今の計画のところなんですけれども、大規模改修というのはどのくらいかというのも私、分からないのですけれども、今の小金井市の図書館の施設の問題点というのは、一つ一つの館も、今の枠の中では狭過ぎるというのが一番大きな問題点だと思うのです。それをどこかに記録しないと、これでこの枠の中で、本館、改造しました、東、改造しましたって、小さいままで12年まで行くのかなというのでは、ちょっと寂しいです。やはりきちんとした大きなというか、中央館を建てていくとか、図書館としては、将来的にはそういうことも見込まなければいけないということを、どこかに記録しておかなければいけない。そうじゃないと、

もうずっと忘れられたまま、令和何年までずっと続いてしまうという懸念がありますので、ここには言葉で入れる以外ないのかなと思うのです。是非入れておいていただきたいと思います。

このロードマップというのは、市の社会教育関係施設の計画ですよね。ですから、何かこうなっているから図書館はしようがないのよというのではなくて、図書館としての、小金井市のビジョンというのをここで出していくべきだと思うのですが、いかがでしょうか。

【大串会長】 はい、どうぞ。

【小木曾委員】 小木曾です。

鴨下委員に大賛成です。今まで再三、小金井市東地区と、梶野町の辺りと、それから小金井南、南西、坂下地域に施設が全くないということは、再三再四、私が再三再四言っているだけでなく、ほかの方からも御指摘があると思うんですけども、そのことが一言も出てこなくて、図書館では、全体の決まったものに沿ってやっていきますよと。現状ではそうなんだけど、現状と課題というところで、現状はそういうものがないということは、それがイコール課題であるので、そこは鴨下委員のおっしゃるとおり、図書館としてどう思うかというのは載せていっていいと思います。いいというか、載せていかなくちやいけないことだと思います。

実際には、市の大きな方針に従わざるを得なかったとしても、図書館として何が問題であるか、どういうふうに認識しているか、どういうふうに改善したいかというのは、姿勢を明確にしたほうがよろしいんじゃないでしょうか。

以上です。

【大串会長】 ありがとうございます。どうですか、ほかの委員の方は。個人的には、これを拝見していて、最初の第1章にあるように、全体の小金井市全体との、ここに文書はないですけど、多分そうだと思う。全体の位置づけの中で、ここである部分として図書館があって、それについて計画を立てるといいます。

それで、もう一つだけ図書館の計画を立てる場合の視点として、図書館のロービーというのがあるわけですよ、これは、実はね。社会的にも、図書館というのは一つの専門的な施設として位置づけられている、今日的に位置づけられているわけだから、やっぱり図書館としての論理とか、考え方というのがあるって、そこ

のところこういう計画の中でばしっと出ていかないと、要するに全体の中で今、図書館はこういうふうに位置づけられて、こういうことをやっていますよというだけで終わってしまっていて本当にいいのかなというところがありますよね。

ただ、それはまた、事務局のお立場とかお考えというのがあると思うので、それはあれなんですけれども、ただ、やっぱり小金井というのは、これは昭和50年に造られて、ほかの自治体ではそろそろ造り替えるというところが結構出てきて、それで検討されているようなところ。それで検討というのは、大体見ますと20年ぐらいかかるんですよね、始めてから。だから仮に、今この協議会で話を始めても、多分それが実現するのはもう20年ですから、私は生きてないと思うんですけれども、それぐらい時間がかかるものなんですよ。

でもやっぱり、そういうふうに市民の御意見を集めながら、それからまた行政としての考え方があってということで、中には市民のほうからグループをつくって、そこで図書館についてこういうふうな考え方というのを出していらっしゃる場所もあるわけです。だから、そういったあたりは、いろいろと状況がそれぞれあると思うのであれなんですけど、やっぱりその辺は、今の御意見は、個人的にはそのとおりかなというふうな感じがするんですけれども。それを今後どういうふうに計画に書くのか、書かないのかという、その辺もあると思うんですけれども。

じゃあ、その次は、非常に大きな問題の運営形態に行きますか。はい、どうぞ。

【鴨下委員】 すいません、鴨下です。ちょっと自分の意見に付け加えていいですか。

【大串会長】 はい、どうぞ。

【鴨下委員】 私も市のいろんな会議とかに行ったりするのですが、そうすると、部局とかは分からないですが、図書館からはそういう意見は出てないという、いろんなところから、今どうなんですかという、図書館のことだけじゃないんですけど、保育園のことでも何でも。ただ、行政に関係している方は、行政の枠の中で考えているのですけれども、市民の要求というのはもっと幅が広いと思うのです。でもそれが、そういう意見は出てないですよと言われることが多いです。ですからやはり、図書館としては図書館で、今、大串先生がおっしゃたようなビジョンを持って、こういう希望を持っているということをいつも示し

ていかないと、それは何年も何年も示し続けて何十年後に実施がされるんじゃないかと思うので、やはりこういうのをつくるときには、そういう図書館の姿勢というのはどこかにきちんと示しておくことは大事だと思います。

私のさっきの意見への追加です。よろしくをお願いします。

【大串会長】 ありがとうございます。はい、どうぞ。

【諏訪委員】 諏訪です。

16ページに直営と委託の比較がされていますね。委託で北分室、私の場合は、住まいに近いところで利用しているんですが、少なくとも北分室の登録者数とか、あるいは利用者数、リファレンスではもう本館に近い数字になっているんですね。建物が新しいとか、閲覧スペースに割と余裕があるとか、建物自体が広いとか、そういう設備の問題もあるんでしょうが、運営でも多分、民間に委託していることで、それなりの工夫をしているように見えるんです。

そういう意味では、個人的な意見ですが、17ページの(2)の中に、「民間活力の導入を図るか」云々というのが書いてはあるんですけども、方向性としてもっと民間活力を、ほかの分室も含めてやるということを打ち出してもいいんじゃないかなという気はします。

ただ、それについてはいろいろ検討事項もあるでしょうから、もう少し議論を重ねるべきだと思いますけれども、提言としてさらりとこれだけで終わらすのはちょっといかがなものかなと、寂しいなという気がしますので、御検討のほうをよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

【大串会長】 なるほどね。はい、どうぞ。

【小木曾委員】 小木曾です。

そうしたら、すいません、反対意見になりますが、私は逆に、直営館でも司書の方がいるかないかということも、状況の差というのを生んでいるかなというふうに思います。確かに貫井北は頑張っていると思いますが、民間だからそうなのかというと、そうとは限らない、組織的な問題というものもあるのかもしれません。あと、民間の場合は、図書館に大事な継続的な運営という点に、とても不安がありますので、やっぱり直営を充実させるという視点は、私は個人的には大事だと思っています。そして直営を充実させるためには、図書館の専門

家である司書が必要だと思います。もちろん事務の優秀な方も大勢いらっしゃいますけれども、民間を入れていくにしても、根幹の業務は市役所がやるよと、行政がやるよとここに書いてあるので、その根幹のところ、図書館業務をよく知るという意味で司書の人がいるということは大事だと私は考えます。

【大串会長】 なるほど。

【小木曾委員】 技術分野でも、技術職の人をどんどん削って行って、技術が分からない人が全面委託しちゃうと、委託業者が何かでちょっと手抜きとかしても、そこが見抜けなくなってくるとか、そういう構造的な問題があるように、やっぱり長い目で見ていくと、基幹分野に司書を置くということは必要だと考えます。専門職として置けるかどうかは別として、例えば司書の勉強をするだけでも違うと思うんですけれども、専門的な勉強している人を置いていくという姿勢が私は必要だと思っています。

【大串会長】 なるほど。この辺の話は、一つ大きなテーマですよ。僕が感じているのは、これは民間活力と書いてあるんですけれども、例えば今、委託で頑張っている方々は、NPO法人市民の図書館・公民館こがねいという、例えばいわゆる指定管理の制度が出てくる前は、都内でも全国でも、住民の方々が自分たちで図書館を運営するという図書館が幾つもあったんですよ。

それで、指定管理者が出てきて、NPOをつくらされて、それでNPO何とかという形に移行して、ただそこでも住民のボランティアグループが継続的にやっていたらいいところもあるし、ちょっと姿は変わっちゃったなというところもあるんですけれども、ここにも市民協働・公民連携と書いてあるように、やっぱり市民の方々が図書館に非常に情熱を燃やされて、それで自分たちで図書館をやりたいということでグループをつくり上げ、運営協議会を地域でおつくりになり、中には、町内会が中心になっておやりになると。中には、図書館協議会が実際に貸出しをやっているというところもかつてはあったんですよ。

だから、そういうのは民間と言っていいのか、とにかく住民の方々が、自分たちの思いを図書館の中で表現していくというのは、住民自治という点から見ると、非常にいいことだと僕は個人的には思っているんですよ。だから、この民間活力というのを見て、おっと！ と思ったんですよ。そういう言い方で小金井はいいんですかねというふうに思ったんですけれども、どうですか、小金井の方

は。

【鴨下委員】 鴨下です。

私も本館と貫井北はよく利用しますが、貫井北はとても熱心にいろいろやっていますよね。使いやすいし、いいなと思っています。ただそれが、じゃあ、民間だから向こうはできて、本館は民間じゃないからできないのかと、そういう単純なものではないなと思うのです。貫井北はほとんど司書さんなんですよ。本館は司書さんは少ない、臨時の司書さんなので運営には参加できない。そういうシステム的なことも違うし。でも、じゃあ、例えばこの前、入間に見学へ行きましたが、あそこもすごく立派にやっていて、民間ですかと聞いたら、直営館なんですよ。直営館で市が責任持って運営していて、それをローテーションで開館時間を長くしたり、いろいろな工夫をしたりしているということで、やればそういうことができるんじゃないかと思うのです。

図書館というのは、社会教育に一つの部門としてきちんと位置づけられているもので、それを民間に預けてしまうというのはよくない。私は、地域の教育について、小金井の行政がもっと責任を持たなきゃいけないと思うのです。ですから、やはり民間じゃなくて、直営館で民間以上のサービスができるような、そういう形式をつくっていくべきだと思います。そのためには、建物も古いし、狭いし、人材も司書が少ないし、そういう本館のデメリットな面を市は行政として克服していく必要があると思います。それができればもっと立派な館になると思っています。

ですから、私たち図書館協議会としては、民間委託を前面に出すのではなくて、直営館として立派なものをつくっていきたいという方針で臨みたいなと思います。

【大串会長】 なるほどね。ほかの方はいかがですか。はい、どうぞ。

【坂野委員】 坂野です。

今、鴨下さんがおっしゃった上で、3点ほど意見があります。確かに鴨下さんがおっしゃったとおりで、同じ観点で16ページにある表を見ますと、メリットのところの委託館の2つ目、「公民館部門と図書館部門が1組織なので、各種取組が柔軟にできる」ということですが、部門が1組織ならば直営館方式でも同じですから、左側欄に何も書いてないために、鴨下さんの懸念と一緒に、直営館だ

と柔軟な取組みができないというふうに読めてしまいます。そういう意味ではないでしょうから、ちょっと書き方を工夫されてはどうでしょうか。

2点目、そもそもなんですが、この図表3ですが、一般的に運営形態と言いますと3点の観点があります。ヒト・モノ・カネなんですよ。ヒトとモノは議論されているのに、カネの議論がされてない。直営館は計算が難しいでしょうし委託館のほうは割と簡単かもしれませんが、金額的に、経済的に、資金的にどうなんだという、比較情報が欲しいです。そんな大きくは違わないとしても何も情報がない状況では、例えばもし委託館はしっかりやっていますがそのかわり経費は倍かかっていますとなると、住民としては、これはやってられない、やめてほしいということになりますので、資金面の情報を加えてほしいということです。

それから3点目、17ページ、これは言葉の問題ですが、上から10行目ぐらいのところ（1）分室及び図書館の運営形態、3行目、「行政がチェック機能を働かせ」とあります。これは非常におかしくて、行政は市民によってチェックされる対象なんです。行政がチェックの主体になるのは考えられないわけですよ。行政は、法令に従って、契約書に従って、粛々とやるべきものなので、その言葉は直していただきたい。

以上、3点です。

【大串会長】 なるほど。ほかにいかがでございましょうか。はい、どうぞ。

【吉田委員】 吉田です。

先ほどもあったけれども、施設の概要及び運営形態というのは、これは確かに、基本的な考え方の中に入っているんですけど、本市の考え方となるとこうなるというふうに行くんだらうけど、実はこれは様々な課題があるわけですよ。先ほどお話にあったように、それこそ本当にこの理念に沿って、特に「いつでも」「どこでも」「だれでも」「なんでも」利用できる図書館というのをやるためにどうするかということで、そのためには施設はどういう状況なのかということをもまず考えなきゃいけないですし、やっぱり課題があって、先ほどおっしゃったように、相手の問題というのもあると思います。それから、もちろん地の利の問題もあるだらうし。

それから運営形態にしても、私たち、基本的には直営館とか委託館とかいうこともともかく、市民としては、よりよいサービスがあって、より質の高いサービ

スが提供されることを望んでいると思うんです。ですから、その方向に向かってどうすればよいかということです。例えば、委託にしても、必ずしも企業に委託するんじゃないくて、今、会長がおっしゃったように、民間の自分たちでつくっていく労働形態というのが出てきていますよね。そういうふうなところが担っていくということもあるし。

ただ、今の委託の現状は、継続的な運営の確保が困難というのが、これは何年か入札すると。そのときに、やつつけりゃいいということで入っちゃうということなんですよね。ですから、いずれにしても予算の問題も一つあるし、様々な課題はあるんです。例えば、安上がりでいいことをしろというのは、もう現実的に無理だろうと思うんです。それは民間だろうと、行政だろうと思うんです。ですから、そのことをちゃんとやっていかなきゃいけないだろうし、そのことは一つの課題として、どこに書くか分からないけれども、やっぱりちゃんと明らかにしておかなきゃいけないんじゃないかなというふうに思うんです。

民間なのか、行政なのか、対立的構造で考えていくというのも、もうそろそろ別の形で考えていく必要もあるんじゃないかなというふうに思うんですけど。

それから、これは私たちはやらないのかな、評価の問題が出てきて、前にもお話ししましたがけれども、委託館だけ評価しているんですよ、運営協議会が。おかしいですよね。直営館も本館も全て同じ観点で評価しなければ、本当のところの外部評価にならないだろうし、そこのところについては、委託館だけ何か別格とか、委託館だけ行政がチェックするとか評価するとかというのが、そもそもおかしいというふうに思うので、そこは市民のサービスや市民のクオリティを担保するために、どういうふうな努力をなさっているかということで、やっぱり公平にチェックする必要があるんじゃないかなと思います。

【大串会長】 ありがとうございます。やっぱり図書館というのは、住民の方と一緒につくっていくところで、いろんな図書館を拝見すると、市民の方々の思いとか、図書館をこうしたいというようなことが非常によく反映されている図書館と、そうじゃない図書館があって、住民、市民の方々の思いがどういうふうに図書館の運営だとかシステムに反映されていくのか。その辺を目に見える形で整えていかないと、いい図書館はなかなかできていかないんじゃないかと。

それで、図書館協議会とか、いろんなものをきちんと整備して、それで住民の

方々の御意見を聞く機会もいろいろとつくって、それで住民の方々の参加を、運営の中に参加を得て、例えば図書館によっては、住民の方々と一緒に選書をするとか、本を選ぶとか。これは多摩では非常に評判が悪いんですけども、それはちょっとおかしいんじゃないかと思うんですが、やっぱり住民の方々の御意見をどういう形で、図書館のサービスの中に組み込んでいながら図書館をつくっていくのかというあたりを考えていくことが必要で、それが民間活力とはやっぱりちょっと違うんじゃないかと思うんですよね、そういったことというのは。ですから、もうちょっと考え方を検討していただきたいなというふうな思いを、これを読みながら思ったんですが。

いかがでございましょうか。この機会じゃないとなかなか言えないという事態に今なりつつあるんですけども。今まで言わなかったけど、この際言っておきたいということがあれば。

林先生、いかがでございましょうか。何かございますでしょうか。

【林委員】 ありがとうございます。林でございますが、私も今、いろいろと先生方が御意見されたのと同じで、市民にとって、直営館であろうと、委託館であろうと、同じサービスが受けられるということが本来であるべき姿だと思います。そして、中長期計画の中に、例えばですけども、16ページの直営館、委託館の課題といったあたりで、例えば直営館、「司書資格者の採用制度が確保されていないため、図書館スタッフの育成が難しい」、こういったことは中長期計画に書くべきことではないと考えます。別のところで本来は議論すべきことなので、中長期計画に書くというのは何かおかしい気がいたしますし、現状として直営館と委託館があるというのを書くのはいいでしょうけれども、本来は両方のサービスが市民にとって同じということで、中長期計画に書くべきでないことが書かれているというのがとても気になります。

以上でございます。

【大串会長】 ありがとうございます。はい、どうぞ。

【小木曾委員】 小木曾です。

私は逆の意見で、ここにこのことが書いてあるのはすごいことだと思って、よく書いたなと思って感心したのと、これはやはり残していただきたい小金井の課題だと思っています。要するに、採用制度が確立されてないから、司書の人が

いないわけですよ、行政の中に。それで、長期的なスタンスから、スタッフが育成されていないというのは、小金井の図書館の大きな問題であると思っ
ているので、それを中期計画の課題のところに書かないのはおかしいと思
います。

ただ、出てこないんだろうなと思ってたんですけども、出てきたので、あ、
偉い！　すごい！　と思ったんですけども、これは課題なので書いてほしい
と思います。

【大串会長】　ちょっと待ってください。今の御発言の中で非常に重要な問題
がございまして、図書館の中に司書はいないということが事実としてあるとす
ると、コピーはできないんですよ、著作権上。つまり、コピー機を撤去しないと
いけないんです。

【小木曾委員】　いると大丈夫。

【菊池館長】　はい。

【大串会長】　いることはいる。ちゃんと一人は配置しないといけないんだよ
ね。

【菊池館長】　図書館長です。

直営館の中の会計年度任用職員は全員司書資格を持っていますし、正規職員
も何名かは司書資格を持っています。

【小木曾委員】　正規の方もいらっしゃる。

【菊池館長】　います。あと、ここに異動してきてから、最近では異動してき
てからしばらく仕事に触れて、それから司書の資格を取るという職員も何人か、
制度はないんですけども、そうやって取って、で、また正規なので異動はある
んですけども、戻ってくる職員もいます。

【大串会長】　僕も司書の育成で文部科学省の司書講習の委託を受けたとこ
ろでやっていたんですけども、何人もいらっしゃいますよね。何人もいらっし
やるんですよ、行政職員で司書の資格を取ると。

たまたまあるとき、僕、一番前に座って熱心にやっていた人が、成績が悪か
つたから落としちゃったんですよ。ただ、役所から電話がかかってきて、何で落
したんだと言われて、いや、こういうことで落としたんだと言ったら、あ、そう
ですかと引き下がったんですけど、また次の年もいらっしゃって、同じ方が真ん

前に座っていらしたんです。いやあ、それはまずい、すごい方なんですね。そういう方もいらっしゃるんですよ。それで資格取って、それで図書館にお勤めになられているという。

だから、市としてはそういう形で、司書をある一定以上きちんと配置するという考え方をお持ちいただいて、そしてそれを堅持して、それで専門的な仕事を継続的にできるようなシステムを整えていただけるというのが基本だから、それはそれで。

それで、もっとこここのところで書かなきゃいけないのは、例えばレファレンスでも、委託館と中央館が同じ水準でできるようなシステムをどう整えるかというあたりが非常に重要なんです。そのためには、例えば今、立正大学の図書館がおやりになっているように、あそこは埼玉か群馬と、それから品川にあって、そこでいつもレファレンスの水準を同じようにしなくちゃいけないというので、お互いにネットを通じて、いつも顔を見ながら意見交換したり、今どうなのかということをやったり、それでデータベースも一緒のデータベースを、フォーマット決めて入力してお互い見られるようにしてという、そういう努力をしている大学図書館が増えてきているんですよ。

公共図書館も、分館なんかがあったら、やっぱりこれから東分館と貫井と本館と西之台図書館とか、同じようなレファレンスのサービスを展開できるように、そういうシステムを整えるというほうが僕は重要だと思うんですよ。だから、民間かどうかということじゃなくて、重要なのは、そういうさっきお話にあったように、市民の方々がサービスを受けるに当たって、等しく皆さんが、地域の方が受けられるようなサービスをきちんとシステムとして整えて、それで実はそのようなシステムがあるんだけど、そういうシステムが受けられない、距離的に受けられない方がいるということが非常に重要なんです。それをなくしていかなくちゃいけないというのが、やっぱりこういうところに各コースにあって。というふうに個人的には思うんですけども。何か勝手なことを申し上げたんですが。

あとは、資金面で、幾らぐらいお金がかかっているかというの、それは行政的には無理な話で。というのは、昭和37年に地方自治法が改正になったんですよ。もうずーっと昔ですけどね。そのときは、なぜ地方自治法を改正したかというと、

それまでは一括算定方式と言って、図書館は幾らぐらいお金がかかって、こういうふうに行っているんですよということが全部分かったんです。

でも、アメリカでもそれを行ったんだが、アメリカでは住民訴訟がばんばん起こされて、こういうサービスをしているんだったら、こんな図書館は要らないみたいな住民訴訟がどんどん起こされた。ほかのところでも全部起こされて。それで、自治省のほうは、日本でもそういう事態になったら困るというので、分からないようにした。だから今でも、23区だとかを見ても、どれぐらいお金をかけてやっているのかわからないですよ。

それで私も、いろんなところで、ちゃんとお金も分かる形で住民の方に情報を開示して、その上で議論をしていただいたらいかがですかと言ったら、ある区の図書館長は、私の首が飛ぶからやめてくれとおっしゃったんですけれども、それは物すごくお金をかけているという。それが住民の方に見えてないという。

だけど、それから比べれば、小金井市は僕が見たところでは、お金はずっとかかってないんですよ。23区と比べてみたら、その辺は小金井市さんはとても努力をされてやっていると思うんです。だから、そういったことを私は考えてやっているんですけれども、お金の面は今の行政システムでは多分出せないと思う。概算みたいなのはできると思いますけど。

はい、どうぞ。

【坂野委員】 そうすると、今の大串会長の御意見ですが、委託館について、小金井市の公開条例を使ってお金の数字を取れませんか。実際かつて、私は数字を取っていますが。

【大串会長】 それはできます。

【坂野委員】 取れます。ということは、公開できるんですよ。

【大串会長】 その分はできる。

【坂野委員】 ですから、運営協議会の場では追加議論できるけど、ヒト・モノ・カネはそもそも計画中で言及しておくべきでありますから、カネについても適切な欄をつくって公開してはどうかと思います。正確な数値が分かれなければ分からないでいいですよ。ただ、計画を見る市民の議論のきっかけとして何か残してほしいですし、貫井北、東分室と、公民館のようなところを比較情報として示せば、中期計画をつくる上で参考になろうかと思います。

【大串会長】 なるほど。貴重な御意見ありがとうございました。

ほかにいかがですか。どうぞ。

【大塚委員】 ちょっと質問になるんですが、メリットの委託館のところに、「司書資格者が採用できる」とあるんですけど、これは結局、市の委託をする、NPO法人が結果として集まっているんですが、仕様のほうに、有資格者にしなさいよと書いてあるからということなんではないでしょうか。

というのは、通信教育とか夜間部とかでも教えていまして、23区で委託で地元のNPO法人じゃなくて、区立の委託を受けている施設で、司書資格じゃなくて、通信教育で司書資格を取りに来ている職員、それからあと、私自身が常に自分の元いた職場で委託の仕様書を書いているんです。

そうすると、遠いところでも、いろんなところを見ていくわけなんですけど、例えば専任の有資格者と書けないときは、責任のあるこのポジションとこのポジションの人は司書資格がある人にしてくださいねと言うと、一応、事業者としてはそういうふうに入ってきたりするんです。それは自分が教えている人たちを見て限りの、別にいろいろな民間部門が、全部司書資格がある人だとは全然思えませんし、現実そうだと思うんですよ。そうすると、お金が、予算をたくさん取れなくなったときに、先ほども、今入っているところはいいけれど、そうじゃないところに安くしなければいけなくなって、安いところが入ってくるときに、そのレベルを維持できるのかというのが、私は現実的にそういう企業さんなんかでもたくさん見ていて非常に疑問を感じているので、必ずしも委託館のメリットが、司書の資格者が採用できるとイコールにはならないんじゃないかなと思うんですけども、本当に自分の経験と意見なんですけど。

【大串会長】 これは指定管理なんかの場合は、要求水準書という文書があって、そこで何%にしろという指定がありますよね。例えば、10人いたら、そのうちの7人は司書にしろとか、5人は司書にしろとか。だからそういった意味では、多分委託館に対する仕様書がどうなっているかで見れば、そういうのは分かると思うんですけども。それがメリットかどうかというのは、ちょっとよく分かりません。

はい、どうぞ、館長。

【菊池館長】 小金井の場合は、事業委託で運営していますので、仕様書のほ

うで図書館スタッフは司書資格というので縛りをかけて、縛りと言うと変ですけども、そういうふうをお願いをしますので、それは全員司書資格者になります。

【大串会長】 なるほど。市民が要求してそうなっている。

【菊池館長】 そうです。

【大串会長】 もうちょっと注釈が必要なのかな。

【菊池館長】 そういうことです。

【大串会長】 じゃ、すみません、時間の関係で、あと15分しかないんですけども、第4章のところにとだばたと行きたいと思うんですけども、ここでは1、2、3、4という基本方針の項目、これでいいかどうかというのをお聞きしたいというのが。はい、どうぞ。

【菊池館長】 3月のときに骨子案をお出ししたときには、それぞれの柱といえますか、そこにリード文みたいなものがなかったことも、ちょっと分かりづらいところもあったのかなと思いましたが、今回それぞれの柱はこういうことを意味していますと、先ほど奉仕係長の香川のほうから説明させていただきましたけれども、こういうカテゴリーで考えていきたいということで、前回4つか5つかという案もあったんですけども、今期の図書館としては5年間の計画ですけども、そこでいろいろな施策を考えていく中では、この4つがいいのではないかということでお出ししていて、ここが今後、いや、やっぱり3つがよかったねとか、やっぱりもっと増やしたほうがよかったねというぶれがあると、この後の施策と関わってきますので、このところは今日、御議論いただきたいと思います。

細かなこの文言、例えば住民じゃなくて市民がいいんじゃないのとか、そういう細かな文言は後で修正はできますけれども、大きなカテゴリーはこういう形で進めさせていただきたいと思います。

以上です。

【大串会長】 なるほど。じゃ、この4つの項目といえますか、1、2、3、4のこの4つでどうでしょうということなんですけれども、御意見いかがでしょうか。はい、どうぞ。

【坂野委員】 坂野ですけど、3点、よろしく申し上げます。

1点目は、基本理念である「知の泉」から、基本方針にわたる部分ですね、ここにリード文がないのでいきなり基本方針が出てきているんですけども、案外としてこの「知の泉」、まだこれは説明させていませんけれども、これはどのように……。

【大串会長】 これは対象外、今日は。

【坂野委員】 いや、例えば「知の泉」がこの基本理念とどうつながっているのかという柱書を、リード文を1と図の間に入れていただかないと、いきなり1、2、3、4が出てきているので分からないと思うんです。

【大串会長】 これはだから、今日はいきなり1、2、3、4で考えてちょうだいと言っているんです。それで、その後に基本理念を考えますよというふうに最初、御説明があったわけです。

【坂野委員】 じゃ、2点目。先ほど林先生は、2番のところで、仕事に対応するものがないとおっしゃいましたが、加えて私が気掛かりなのはその1、2について「調べる」、「調査する」という文言がないんですよ。さすがにこれはおかしいだろうという気がしますので、いろいろなところで調査して調べるというのを言葉として、あるいはそれに対応する施策案として入れていただきたいということです。

それから最後、3点目、4番のところ、「誰もが利用し易い図書館」のところで、これは前回私から、警察国家化の懸念があることを申し上げましたが、令状無しで図書館の情報は警察にすぐわたってしまうというのではこれは安全な業務でも安心な業務でもないので、ここのところに入れていただきたいということです。つまり一番最後の丸の施策、「図書館利用の安全対策」というのは、内容の一つとしては守秘義務のことですが、ここに令状なしに図書館の利用者の情報は出さないという趣旨もぜひ入れていただきたい。

以上、3点です。

【大串会長】 なるほど。ありがとうございます。ほかの方はいかがでございますでしょうか。この4項目でいいのか、それとも5項目、6項目のほうがいいのかというそのあたりもあるんですけども、これ以外に例えば何か1つ加えたいというふうなことがあれば。はい、どうぞ。

【吉田委員】 吉田です。

資料として出されている先生が作られた昭島のものですけれども、これは僕がいいなと思っているのは、人が集い、つながると言っているようなもので、「知の泉」はいいんだけど、「知」というのが一体どういうふうになっているのかということを見ると、今いろんな面で、学習指導要領もそうだけれども、探求型の学習とか創造型の学習とか、課題のないものの追究とかいうことで、あるものを獲得するというだけではなくて、それを探していくというのは、そうするとその中の知の創造みたいなものも当然変わってきているわけです。

ですから、例えば遊びというのはどうなのか分からないですけど、要するに暮らしの中で役に立つという、そういう実用的に役に立つというだけでなく、それこそ遊びとか趣味とか、そういったものにも生きる、それが潤うということなんだろうと思うんですよ。そうすると、その部分は、みんなすごく実用的なものが多くて、もうちょっと楽しいというか、多分、誰もが利用しやすいという、楽しさというのはおかしいかもしれないけれども、何か図書館のイメージが少しずつ変わってくる時代にふさわしいキャッチーなものがあるといいんじゃないかなというふうに思っています。

つまり、今までの図書館というのは、人を待っていて、さあ、いらっしゃいというふうに待っているような図書館なんだけど、これからの図書館はそうじゃなくて、やっぱり発信していく図書館になったりしているわけですよ。それから、これはいいか悪いか分からないけれども、民間のほうで複合化をしていて、大和市みたいな、ああいうふうな在り方で、複合的な施設として図書館を包括的につくっていくというような考え方もあるわけですから、その辺のことが少し入っているといいのかなというふうに思います。

【大串会長】 やっぱり図書館って、僕も勤めたところなんだけれども、楽しくないと駄目なの。図書館というのは、いろいろ書いてあるけれども、やっぱり心の支えでもあり、心の成長を手助けするとか、支えていく。「心の」というのがあるわけですよ。図書館というのは、本というのは、心を豊かにするとかいろいろあるけれども、やっぱり楽しい。楽しくないと。だからここでも、あらゆる人が安心して楽しく利用できるとか、そういう楽しいという文言を入れていただかないと、やっぱり僕としてはね。

それと、これからの図書館というのは、町の中でも、あそこの図書館へ行くと

誰かと出会うことができるなどか、友達ができたりするなどか、アメリカ辺りでは、友達の紹介まで司書がやっているんですけれども、そういう楽しいということがもうちょっとね。どちらかというと、「人と地域が潤う『知の泉』」とか言われると、楽しいからかけ離れたような気がするので、もうちょっと住民の心とか何とかに寄り添ったような表現ができないのかなというふうに個人的には思うんですけれども。

はい、どうぞ。

【大久保委員】 大久保です。時間もなくなってきたので。

子育てをしている立場からの意見です。どのようなサービスを提供していくかということがまず務めだと思うんですけれども。子育てはとても長い視点で取り組むものです。子供が大人になったときに、私が子供から大人になった世代と、今の子供たちが大人になる世代では、また世の中も変わってきていると。ですので、社会の一員として、そのときの常識に合わせて生きていけるような人になってほしいとか、また大人になったときに、大人になっていく過程で困ったりしたときも、自分で考えて、周りの人と協力して対処できるような人になってほしいとか、知識や技能はもちろん大切なんですけれども、社会性があって適用する力を持っている人に育ててほしいなど、子供と関わったり、子供を目の前にするとそういうことを思ったりすることが多いんですね。

再三お伝えしているんですけれども、子供の読書のほうについては、中学生になるくらいまでに読書に親しむ習慣、楽しいと思い、自分なりの親しむ習慣をつけたり、図書館というところは、自分の興味や趣味や学習の味方になってくれるところなんだよというような認識を、子供自身が持てるようなサービスを提供してもらいたいと思います。この場合、自分で学んでいくとか考えていくというのは、自分がよい利用者になっていくということでしょうか。このような導き、羅針盤を図書館に求めたいと思います。それは本館も分室も同じような形でお願いしたいと思います。

子供たちのほうにも、タブレットですか、配布されて、家でも学校でもいろいろ検索したり、作成することが大分日常的になってきました。そうすると、情報リテラシーとの関わり方とか、まだまだ足りないというか、気になります。取りあえず検索だけはするんですけれども、それをどういうふうに捉えていいか分

からないとか、そういったものがこれからよく出てきます。親自身も通じてないので、それらについて情報提供していただけるととてもありがたいなと思います。

以上です。

【大串会長】 ありがとうございます。

じゃあ、もうそろそろ時間が最後なので、最後に皆さん、一言ずつ。

【坂野委員】 坂野でございます。短く。

先ほど吉田先生の意見を聞きながら、図書館法を思い出したんですけれども、図書館法は、「レクリエーション」という言葉を使っておりますね。ここにも一つぐらい「レクリエーション」という言葉を使うのが良いのでないか、「レクリエーション」のほうが「遊び」という言葉よりも幅広くて、目的性があるような感じがするので、それを取り込むよう検討されてはどうかと思いました。もっともこれはキャッチーの事例には出てこないですし、昭和25年という古い法律ですから、人によってニュアンスは違うでしょうが。

以上です。

【大串会長】 どうぞ、ほかに御意見。手挙がりませんでしたか、そちらの方。はい、どうぞ。

【小木曾委員】 小木曾です。

先ほどの坂野さんの図書館の守秘義務に関して、4番なんですけど、そうするとリード文と重なっちゃうんですけど、「誰もが利用し易い」で、「誰もが安心して利用できる図書館」という感じでしょうか、坂野さんの御意見を入れた4番にすると。安心して利用できるというところが、「安心」というのが必要なのかなとちょっと思ったんですけれども。

【大串会長】 ほかに。もう時間があと、これ、私の時計で2分40秒ぐらいしかないのです。御意見があれば今のうちに言っていただいて、もうこの際。はい、どうぞ。

【吉田委員】 やっぱり「知」にちょっと傾き過ぎているところがあるので、先生もおっしゃったように、知と感性みたいなものが、楽しむとか、そういう「知と感性の泉」みたいなほうがいいかなという気がしています。

【大串会長】 ほかにいかがですか。今日は皆さん、御発言いただいているん

ですけれども、この際言っておきたいということがあれば。はい、どうぞ。

【鴨下委員】 大串先生の「楽しい図書館」というのが、私、すごく感心しまして、4番のところに、「誰もが利用できる楽しい図書館」にするか、「心安らぐ図書館」にするか、何かそういう言葉を一つ加えたらどうかと思います。ちょっとはっきりは分からないのですが、いかがでしょうか。

【大串会長】 やっぱり心のよりどころになるような図書館だよ。板橋区の図書館を造ったときに、中央館を造ったときに、上から見ていただくと分かるんですけれども、あれはわざわざ中にハートの形を組み込んだんですよ。やっぱり図書館というのはハートだという、心というので、わざわざハートを、あれを組み込んで。

【鴨下委員】 余裕がありますね。

【大串会長】 いやいや、皆さんあんまり気づいていただけないんですけれども。それはともかく。ほかにいかがでございますか。ちょうどお時間もあれなんですけれども。

それであと、事務局のほうからまだあるんですよ、今日の議題が。じゃ、今日はこの辺で素案についてのお話はおしまいにして、事務局から次のところへ行きたいと思っておりますけれども。

事務局、お願いいたします。議題、その他ね。それから、報告。小金井市の定例会等の報告、これもあるので。もうまとめてやっていただいて。

【菊池館長】 今の素案の締め。

【大串会長】 じゃ、どうぞ、奉仕係長。

【香川奉仕係長】 いろいろ御意見ありがとうございました。今日皆様からいただきました意見を参考に、事務局のほうで追加、修正等をさせていただきますが、基本方針に関しましては、この4つで固めさせていただければと思います。

次回、16期の最後、恐らく10月ぐらいになるかなと思うんですけれども、こちらではお出しできていない第1章ですとか第2章の残り、あと今日御議論いただいてちょっと整理した第4章ですとか、そういったところを作成してお出しできればと思っております。第5章に関しては、大卒の考え方のお示しというのは素案になるかと思っておりますので、御承知おきいただければと思います。17期のときに、この素案を基とした原案を作成し、引き続き検討させていただけれ

ばと思います。

ただ、今回、仮称での計画名になっているところなんですけれども、10月の最後に案をお示しできたらなと考えておりますので、その際によりしくお願いいたします。

貴重な御意見、ありがとうございました。

【大串会長】 どうもありがとうございました。では、館長。

【菊池館長】 議題のほうはもうございませんので、報告へ行きます。では、よろしいでしょうか。

【大串会長】 はい、お願いします。

【菊池館長】 図書館長です。

報告事項その1で、令和3年第3回小金井市議会定例会報告であります。現在、8月30日から10月6日まで、ただいま第3回定例会開催中でございます。一般質問ですとか、厚生文教委員会は終わったところですが、図書館についての質疑は特段ございませんでした。この後、今月下旬から、令和2年度の決算特別委員会が開かれますので、ここでは何らかの質疑が行われるかなというところですが、それにつきましては、また次回の協議会で報告させていただきたいと思っております。

以上になります。

では、続けて。

【碓井庶務係長】 庶務係長です。では、報告事項の(2)その他ということで、私のほうから何点か御報告させていただきます。

まず、現在実施しております市民アンケートなんですけれども、昨日が回答期限という形で、昨日消印有効ということで、まだ今日来ているものも若干あるんですけれども、一応、まだ正確な数が出てなくて恐縮なんですけど、先週末、9月10日時点でのおおよその回収実績の御報告をさせていただきます。

郵送にて御返答いただいた分がおおよそ650件程度、ウェブで御回答いただいた件数がおおよそ170件程度、合計いたしまして2,500通出したうちの中で、御回答いただいた件数が約820件。ですので、9月10日時点での回収率といたしましては、おおよそ33%、3分の1程度になります。

あわせまして、ちょうど今日は川井先生に御出席賜っているところなんです

けれども、小金井市立小学校9校及び中学校5校の、小学校5年生の皆さんと、中学校2年生の皆さんの児童及び生徒のアンケートですが、先週金曜日に送付をさせていただきまして、ちょうど今週、来週あたりで実施を各学校でしていただける感じになるかと思います。

今時点では、送付させていただいた件数を御報告させていただきます。小学校5年生の部分につきましては、およそ940件程度、中学校2年生につきましては、およそ730件程度というふうに御報告させていただきます。

あと、私のほうからもう1点。今回、第16期の委員の皆さんにとって最終の協議会になります令和3年第3回小金井市図書館協議会につきましては、10月下旬頃の開催を想定しております。また、協議会と協議会の間には1か月ありますので、近日中にまた私どもから日程調整のメールを書かせていただきますので、御回答のほどよろしく願いいたします。

私のほうからは以上です。

もう1点申し上げます。

【大串会長】 はい、どうぞ。

【碓井庶務係長】 今回、素案の中で何点か、「令和2年度の小金井市の図書館」という表記があったかと思うんですけれども、令和2年度の小金井市の図書館につきましては、現在、製本作業中のごさいますして、本日、委員の皆様にお配りできなかったのは大変申し訳ないんですけれども、次回協議会の際にお配りさせていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

私のほうからは以上です。

【大串会長】 ありがとうございます。御質問とか何かありますか。

【菊池館長】 事務局からは以上になります。

【大串会長】 どうも。ほかにありますか。いいですね。

じゃ、そのほか、何かございますか。

特になければ、次回の協議会の日程も言っていたいただきましたので、よろしいでしょうか。

林先生、よろしゅうございませうか。もう最後でございますけれども、何か思い残した、今日のことでございませうか。

【林委員】 いえ、特にございませぬ。

【大串会長】　　そうですか、ありがとうございました。

【林委員】　　ありがとうございました。

【大串会長】　　では、本日の日程は全て終わりましたので散会いたします。

　　本日は皆さん、お疲れさまでございました。貴重な御意見、いろいろありがとうございました。

— 了 —